

○須高行政事務組合の職員等の給与並びに旅費等の支給に関する規則

(昭和60年3月30日規則第1号)

改正 昭和61年3月31日 規則第1号

平成4年3月31日 規則第2号

平成11年3月30日 規則第1号

平成16年9月30日 規則第1号

平成19年3月30日 規則第2号

平成19年12月25日 規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、須高行政事務組合の職員等の給与並びに旅費等の支給に関する条例（昭和60年須高行政事務組合条例第1号）の規定に基づき、職員等の給与並びに旅費等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理職手当の支給)

第2条 管理職手当の支給について組合長が指定する職及びその職にある職員に支給する管理職手当の区分は、次表のとおりとする。

職	区 分
事 務 局 長	2種
須 高 衛 生 セ ン タ ー 所 長	3種

2 前項の規定する区分に応じ支給する管理職手当の額は、次表の支給額欄に定める額とする。

職 務 の 級	区 分	支 給 額
6 級	2種	54,300円
	3種	41,400円
5 級	2種	52,300円
	3種	39,900円
4 級	3種	38,100円

3 前項の規定にかかわらず、組合長が特に必要と認めた場合には、別に支給することができる。

(旅費の特例)

第3条 特別職の職員が公務のため、長野市、小布施町及び高山村から須坂市へ旅行した場合は、実費のみを支給する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日規則第1号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第2号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日規則第1号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日規則第1号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日規則第3号）

この規則は、平成20年1月1日から施行する。